

【2007年の主要3政党党大会で発表された地方自治政策】 英国

(イングランドのみ対象)

政党名	政策
<p>労働党 (9月23~27日)</p> <p>- 党大会で討議された政策文書「持続可能なコミュニティを築く (Creating Sustainable Communities)」より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の公共サービス提供へのコミュニティの関与。</li> <li>・ 地方議会議員の支援と指導。</li> <li>・ 妥当で公正な地方財政システムを構築。</li> <li>・ 地方自治において、高い質と金銭的効率性を維持。</li> <li>・ 新築住宅の提供について自治体にも役割を付与。</li> </ul>
<p>保守党 (9月30日~10月3日)</p> <p>- エリック・ピクルス影のコミュニティ・地方自治相が9月30日に行った党大会演説より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「イングランド基準委員会」<sup>1</sup>を廃止。</li> <li>・ 中央政府が地方自治体に課す達成目標と用途限定補助金を廃止。</li> <li>・ 中央政府と地方自治体間の合意を全て撤廃(「地域協定」など)。</li> <li>・ 地域レベルの戦略を全て撤廃(「地域経済戦略」、「地域交通戦略」、「地域都市計画戦略」など)。</li> <li>・ コミュニティまたは地方議会議員からの要請に基づき、議会の各委員会が執行機関となる「委員会システム」の復活を許可。</li> <li>・ 地方自治構造改革を中止。</li> <li>・ 公営住宅の建設数達成目標を撤廃。</li> </ul>
<p>自由民主党</p> <p>- 党大会で承認された政策文書「違いを生み出せる力 (The Power to be</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央政府と地方自治体の権限の配分に関する契約を締結。</li> <li>・ 中央政府が地方自治体に課す達成目標を廃止。</li> </ul>

<sup>1</sup> イングランドの地方議会議員が行動規範 (Code of Conduct) を遵守するよう地方自治体を支援し、地方議会議員による行動規範違反について調査を行う。

<p>Different)」より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パリッシュを含めた全ての地方自治体への更なる権限を委譲。</li> <li>・ 地域住民の承認に基づき、イングランド全土で地方自治体をユニタリー<sup>2</sup>化。</li> <li>・ 地方議会選挙の投票に比例代表制を導入。</li> <li>・ 地方自治体の財源のうち、地域で調達する資金の割合を現在の 25% から 75% に引き上げ。</li> <li>・ コミュニティまたは地方議会議員からの要請に基づき、地方議会議員を内閣と政策評価委員会のメンバーに分ける現行システムを廃止するとともに、「委員会システム」を復活。</li> <li>・ 地域住民の要望に基づき、直接選挙で選ばれた地域議会を設立。</li> </ul>
----------------------	--

【大きく進展した英国主要 3 政党の環境政策】 英国

背景

環境問題は一般に、有権者の関心を引きにくいと言われるが、英国では過去 2 年間で、主要 3 政党が重要課題として掲げ、キャンペーンを展開してきた分野である。

野党第一党の保守党は、2005 年 12 月に党首に就任したデービッド・キャメロン氏が、環境問題を同党の主要政策として位置付けた。同党首はこれまで、生活の質向上という論点から環境保護を訴えてきたが、更に踏み込み、高次の目的である気候温暖化への取組みの必要性も主張している。

キャメロン党首の狙いは、1997 年から 3 回続けて総選挙に敗北している保守党の不振に歯止めをかけるべく、党のイメージ刷新を図ることであった（2002 年の保守党大会で、テレサ・メイ党幹事長（当時）は、「英国民は保守党を『陰険な党』と見なすようになってきている」と発言したが、この背景には、当時の保守党政権の要人が、「失業はインフレ抑制のため払う価値のある代償である」「政策は、痛みを伴わなければ機能しない」などと発言し、国民の反感を買ったことがあった）。

---

<sup>2</sup> 一層制の自治体。

同党首は環境問題を、自らが標榜する「思いやりのある保守主義 (compassionate conservatism)」の中核に据え、また国民に不人気だった前任者との差別化を図る手段として位置付けた。2006年5月のイングランド地方選挙では、「保守党に投票して、環境を保護しよう (Vote Blue, Go Green)<sup>3</sup>」とのスローガンを掲げ、環境重視政策への転換を有権者に印象付けようとしたほか、同年9月には、長年使用していた青い松明を描いた党のロゴマークを、緑と茶、そして青も少し使ってオークの木をデザインしたものに変更し、「環境に優しい」イメージを打ち出そうと務めた。

キャメロン党首とその支持者は、「自然に敬意を払い、保護することは、保守主義の重要な理念の一つであり、保守党は環境問題に真摯な態度で取り組んでいる」と主張している。キャメロン党首は、「環境政策において産業界寄りの傾向が強過ぎる」として労働党を批判したことさえあるが、伝統的に産業界寄りの政策を採ってきたのは当の保守党であり、歴史的な方針転換とも言えるこの発言に対しては、党の一部からは驚きと怒りの声が上がった。

保守党内の対抗勢力は、2005年総選挙の同党のマニフェスト(選挙公約)が、当時同党の政策顧問首席長を務めていたキャメロン氏が監修したものであるにもかかわらず、環境には全く触れていなかったことを指摘している。また、「環境に優しい」党へのイメージチェンジは、必ずしも党全体の支持を受けているわけではなく、減税や治安強化、移民対策、国防などに重きを置く従来からの路線に回帰することを望む声も大きい。

従来、環境政策は「緑の党 (Green Party)」<sup>4</sup>の十八番とも言える分野だった。しかし、「地球の友 (Friends of the Earth)」や「グリーンピース (Greenpeace)」のような環境保護団体が常に一定の支持を受け、世間の関心も集めている一方で、緑の党は振るわず、イングランド地方議会議員に110人、ロンドン議会議員に2人、欧州議会議員に2人のみを代表として出すに留まっている(ほかに、貴族院議員も1名のみ首相から指名されている)。特に、他の欧州諸国の緑の党と比較すると、不振ぶりは顕著であると言える。保守党と、更に後述するように自由民主党も環境保護を優先課題として位置付け、自らの領域に踏み込んできたという事実は、緑の党にとっては皮肉であると同時に苛立たしいものであったことは想像に難くない。

労働党と自由民主党という二つの中道左派政党はそれぞれ、「社会主義環境資源連盟 (Socialist Environmental Resources Association)」と「緑の自由民主主義者 (Green Liberal Democrats)」という環境問題のキャンペーングループを党内部に有する。野

<sup>3</sup> 青は保守党のシンボルカラーである。

<sup>4</sup> 1985年、「環境党 (Ecology Party)」として創設。

党第二党である自由民主党は、今年9月、環境団体による報告書で、「主要3政党のうち最も環境政策に優れた政党」と評価されたことから分かるように、環境問題に熱心なことで知られている。しかし、保守党の例に倣い、2006年3月にミンギース・キャンベル氏を新党首に迎えたのを契機に、更に環境政策重視の姿勢を強く打ち出すようになった。同年秋の年次党大会では、環境に負荷を与える行為に課税し、代わりに所得税を削減するという方針について党は承認した(同党は、「環境税への移行(Green Tax Switch)」との標語でこの方針をアピールしている)。

労働党は、政権党であり、政策の達成具合が注視にさらされているだけに、思うように環境政策を掲げることができないでいる。京都議定書など大きな枠組みの中では高い目標を設定しているものの、まだ達成には至っていない。保守党と自由民主党の環境重視路線に対し、当時のトニー・ブレア首相が講じた策は、コミュニティ・地方自治相を務めていた党の若手ホープ、デービッド・ミリバンド氏を環境・食糧・農村問題相に起用し、キャメロン保守党党首に対抗させたことのみであった。伝統的に、環境問題は労働党の重要な政策課題ではなく、党支持者の間での関心も薄い。雇用創出など経済的な問題に比べ、重要性が低いと考えられているのが事実なのである。

## 政策の影響

キャメロン保守党党首は、環境政策について自身の主張の信憑性を強調するだけに止まらなかった。「環境問題への取り組みには代償が必要とされる」と述べると同時に、「環境問題に対処することは、次世代に対する社会的責任の遂行である」とも指摘し、議会場への移動に車ではなく自転車を利用してみせたり、ロンドン市内の自宅に風力発電機を取り付けるなどして、自ら環境保護を実践していることを見せつけようとした(しかし、自転車通勤については、スーツや書類などを車で運ばせていることがマスコミに暴露された。風力発電機については、設置まで長い期間がかかったばかりか、いざ設置されると間違った場所に取り付けられ、更には近隣の住民から「景観を損なう」との苦情の声も上がり、環境保護に熱心な政治家とのイメージを打ち出そうとするキャメロン党首の目論見は必ずしも成功していない)。

1997年5月の総選挙で18年ぶりの政権交代が行われたため、同年12月に京都議定書に署名したのは保守党ではなく労働党政権であった。また、それ以前の保守党政権は、緑地破壊を促進する都市計画政策を実施したことで良く知られていた。しかし、キャメロン党首はこうした党の歴史を書き換えようとするかのごとく、環境政策の優先度を高めていった。

同党首は2006年8月、党の目標と原則を示す政策綱領文書「永続する保守党(Built to Last)」を党に提出した。同文書は、8つの政策分野のうち3つ目に環境を挙げ、まず前書きで、「我々は、人生には富より大事なものと信じている。美しい環境、良い人間関係、そして環境の持続可能性は、力強く公正な社会を築く上での中核的な

要素となる」と記した。同文書は、党员による投票で 92.7%が賛成票を投じ、採択された。

同文書に盛り込まれた提言は下記の通りである。

- ・環境保護と経済成長の両立を奨励することにより、環境保護への取り組みの一端を担う。これは、法的拘束力のある二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量削減の年間目標設定、二酸化炭素を排出する活動に対するペナルティー適用、新たな環境保護技術の開発において英国が世界をリードするのを妨げている障壁を取り除くことによって達成する。
- ・エネルギーと水資源の保全、ごみのリサイクルなど、より環境に配慮した資源の利用を奨励する。
- ・魅力があり、価格が適正で、環境に優しい住宅の建設を促進する。これは、都市計画と建築許可規制について新たなアプローチを採用し、地域でのエネルギー供給率を引き上げることによって達成する。
- ・公共交通システムの改善。これは、鉄道システムの統合強化、スクールバスの運行数拡大、都市での新たなライトレールシステム建設、そして新規車両の二酸化炭素排出量について厳格の基準を適用することによって達成する。

保守党近代化計画の一環として、キャメロン党首は、「社会正義」「外交政策」「公共サービス」「経済競争力と規制」「世界の貧困」「生活の質」という6つの政策分野について、党政策の見直し作業を行った。見直し作業の責任者には、原則として、元閣僚と保守党に属さない専門家1人ずつが任命された。

「生活の質」に関する政策見直し作業の検討事項は、「人工環境（built environment）」<sup>5</sup>、地方での生活環境や人々の活動（食糧、農業、漁業、海洋環境を含む）、交通、エネルギー、廃棄物、水資源などについて、包括的に調査・分析することであった。責任者はジョン・ガマー元環境相が、責任者代理は「エコロジスト」誌の副編集長であるザック・ゴールドスミス氏<sup>6</sup>が務めた。

見直し作業の結果報告書「環境に優しい経済の青写真（Blueprint for a green economy）」は9月に発表され、そこで提案された環境保護政策は大きな注目を集めたが、保守党内部では、産業界寄りの右派陣営から反発の声も上がった。

報告書には、環境破壊防止策に加え、地方の住民の生活を守ることを目的とした提案も含まれている。一つには、主に都市の住民がセカンド・ホームとして地方の住宅を買い占めてしまう近年の傾向に対処するべく、地域住民のみが購入できる住宅建設のため

<sup>5</sup> 自然のまま存在する環境に対し、住宅、インフラ設備など人間の手によって造られた環境全てを指す。

<sup>6</sup> ゴールドスミス氏は、次期総選挙でロンドンの選挙区リッチモンド・パークから保守党公認候補として出馬することが決まっている。

土地を温存することが提案された。

報告書の主な提案は下記の通りである。

- ・費用効果のある省エネ対策を取り入れた、環境負荷の少ない住宅に対する印紙税の引き下げ。
- ・家屋の補修、改築に対する付加価値税（VAT）の引き下げ。
- ・家屋の増築は、既設部分に対して省エネ対策を適用することを承認の要件とする。
- ・環境保護に配慮したオフィス、事業所に対するビジネス・レイトを割引。
- ・スイッチを消しても待機状態となる電化製品、またはその他の環境基準を満たさない電化製品の販売を禁止。
- ・環境負荷の少ない住宅に対するカウンシル・タックスの割引。
- ・廃熱の量に応じて発電所に課税する。
- ・航空旅客税は、旅客 1 人当たりではなく、航空機 1 機当たりの課税に変更。
- ・国内行き航空機に付加価値税を課税。
- ・空港の拡張を一時停止。
- ・燃費の悪い大型車の車両登録税を引き上げ、燃料効率の良い小型車の付加価値税を免除する。
- ・鉄道システム拡大に対する投資。
- ・ごみのリサイクルをする世帯のカウンシル・タックスを割引。
- ・埋め立て税を 2015 年までにごみ 1 トンあたり 80 ポンド（約 18,400 円）に引き上げ（現労働党政権の方針では、2010 年度までにごみ 1 トンあたり 48 ポンド（約 11,040 円）に引き上げ）
- ・国民の生活の質を評価する尺度として、国内総生産（GDP）だけではなく、環境及び社会的要素を考慮に入れた新たな指標を用いる。

保守党は後に、同報告書について、「単なる提案であり、党の政策を拘束するものではない」として、その内容から距離を置く姿勢を示した。

他方、自由民主党は、キャンベル党首が党首就任と同時に、将来の党幹部として今後を期待されているクリス・ヒューン下院議員を環境問題のスポークスマンに起用しており、環境重視の方針の現れとして受け止められた。先に述べたように、2006 年の党大会では、「環境税への移行」との標語のもと、環境保護を狙いとした税政策を明らかにした。2007 年 9 月の党大会では、「環境：今こそ行動を（The Environment: Action Now）」とのテーマのもと、新たな環境政策パッケージ「二酸化炭素排出量ゼロの英国を目指して（Zero Carbon Britain）」を発表、党の承認を得た。内容は下記の通りである。

1. 二酸化炭素の排出量と吸収量が同じである「カーボン・ニュートラル (carbon neutral)」な社会を実現する。
2. 高速鉄道を整備し、鉄道システム改善を支援する。
3. 開発途上国におけるクリーンエネルギー利用支援を目的とした基金を設置する。
4. 気候変動に備え、洪水対策とその他の施策を強化する。
5. 2050年までに、二酸化炭素を全く排出せず、原子力にも頼らない発電方法を開発するよう努力する。
6. 新たな形式の「グリーン住宅ローン」を導入し、市場に供給されている住宅を環境負荷の少ない住宅に改築する資金を調達する<sup>7</sup>。
7. 人間から環境破壊を招く行動へと課税対象をシフトする。
8. 欧州連合 (EU) の二酸化炭素排出量取引制度を、排出権のオークションを可能にすることにより強化する。
9. 全ての人に対して公平に同量の二酸化炭素排出量を割り当てることを目指す世界規模の条約を支持する。
10. 政府機構を改革し、全ての省による気候変動の問題に対する真剣な取り組みを実現する。

自由民主党の2007年の党大会はまた、「ガソリン車の利用禁止措置を2040年までに段階的に導入する」、「スーパーマーケットのレジ袋を有料化し、1枚につき15ペンス（約34円）課金する」などの具体的な環境対策を承認した。

ところで、労働党は、環境問題への取り組みに関する各党間での合意書に署名しているほか、1997年以降の環境分野における実績を下記のように掲げている。

- ・京都議定書の目標を達成するため、「2000年気候変動プログラム (2000 Climate Change Programme)」を導入した。
- ・二酸化炭素排出量取引制度に関して他のEU加盟国と協働した。
- ・2003年のエネルギー白書「エネルギー問題への対応 (Energy white paper: meeting the energy challenge)」と2006年のエネルギー政策見直し作業結果報告書「エネルギー政策における課題 (The Energy Challenge)」を発表。二酸化炭素排出量削減、エネルギーの安定供給の確保、国内外における競争力のあるエネルギー市場の促進、全ての家屋に適正な価格で十分に暖房機能

---

<sup>7</sup> 銀行の資金及び「グリーン住宅ローン」利用者からの支払金を利用して、環境負荷が軽減されるよう住宅を改築するという案。従来からある「グリーン住宅ローン」は、ローンの利用があるごとに木が植樹され、二酸化炭素の吸収に貢献するというもの。

が整備されることなどを提案。

- ・「燃料貧困(fuel poverty)」<sup>8</sup>を、社会的弱者の世帯(vulnerable households)から2010年までに、全ての世帯から2016年までに根絶する。
- ・ごみの量を最小限に抑え、可能な限り再利用を実践する。

また、コミュニティ・地方自治省は、住宅、都市計画に関して、環境問題への配慮を軸にその業務と政策の立て直しを図っている。2007年7月に同省が発表した政策文書「より環境に優しい未来をつくる(Building a Greener Future)」は、建築許可基準のエネルギー効率に関する項目を大幅に強化することで、「2016年までに全ての新築住宅の二酸化炭素排出量をゼロとする」との目標を掲げた。中間目標として、「2010年までに、全新築住宅の二酸化炭素排出量を2006年規定比で25%減、2013年までに44%減とする」ことを定めた。

最後に、地方自治体における動きとしては、気候温暖化に対する取り組みで公共部門をリードしようとする地方自治体協議会(LGA)の努力のもと、同協議会内部に「気候変動委員会(Climate Change Commission)」が設立されている。同委は今年後半、地球温暖化対策で自治体が果たせる役割などについてまとめた報告書を発表する見込みである。

また、2000年から開始されている「気候変動に関するノッティンガム宣言(Nottingham Declaration on Climate Change)」は、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを地方自治体が誓約する宣言書であり、既にイングランドとウェールズの約200の自治体(全自治体の半分以下)が署名している。自治体は、署名により、物品調達とエネルギー利用に関して、最低限の基準達成とベスト・プラクティス(優良事例)の共有に合意することになる。

グレーター・ロンドン・オーソリティ(GLA)においては、ケン・リビングストン・ロンドン市長の指揮下で、環境問題に関して様々な努力を続けている。二酸化炭素排出量削減とごみのリサイクルでロンドンの公的部門をリードしているのみならず、「シーフォーター・シティーズ(C40 Cities)」<sup>9</sup>の創設や「クリントン財団(Clinton Foundation)」<sup>10</sup>とのパートナーシップ締結により、世界レベルでの環境問題対策の指導的役割を果たしている。最近発表された独自の調査によると、GLAのエネルギー政策は、既に二酸化炭素排出量削減に多大な貢献をしているという。

## 【ロンドン市内の自治体に特別の権限を付与する法律について】 英国

<sup>8</sup> 暖房費が収入の10%以上を占める状態。

<sup>9</sup> 二酸化炭素排出量削減と気候変動への取り組み強化を目指す、世界40都市で構成されるグループ。

<sup>10</sup> 世界の貧困対策、HIV/エイズ予防、地球温暖化防止などに取り組むクリントン前米大統領による財団。

「2007年ロンドン地方自治体法（London Local Authorities Act 2007）」<sup>11</sup>が9月19日、施行された。同法案は、ロンドン自治体連合（London Councils）<sup>12</sup>が「私的法案（Private Bill）」として下院に提出したもので、ロンドン市内の自治体が、取り組みに具体的な法律を必要とすると判断した一連の分野について規定している。

「私的法案」は、地方自治体を含む公共団体や民間企業など、英国を拠点とする組織または個人が、一般の法律の枠内で与えられた権限を超える、またはそれらと矛盾する権限の付与を求める場合、国会に提出することができるもの。私的法案を策定し、議会での審議を促して法案が通るよう働きかけるのは、これらの業務の遂行を国会から許可された「議会代理人（Parliamentary Agent）」と呼ばれる事務弁護士である。今回、ロンドン自治体連合の議会代理人を務めたのは、シティ・オブ・ロンドンで登録している法律事務所「シャープ・プリットチャード（Sharpe Pritchard）」だった。

最近、国会で審議された私的法案にはほかに、下記のようなものがある。

- ・「ボーンマス市法案」 - ボーンマス市内における路上販売を規制する。
- ・「湖沼地帯庁法案」 - ノーフォーク県の湖沼地帯の管理について改善を行う。
- ・「ロンドン交通局法案」 - ロンドン交通局に対し、駐車違反などの車両を撤去できる権限を付与する。
- ・「ホワイトヘブン港法案」 - カンプリア県のホワイトヘブン港の運営に関する現行法を改正する。

「ロンドン地方自治体法案」は、関係各省が各条項の内容とその合法性を確認した後、上下両院を通過した。同法の条項は主に、「環境犯罪（environmental crime）」<sup>13</sup>と生活の質の向上に関する住民の懸念に答えようとするもので、今年7月19日に女王の裁可を得た。

同法の各項目別内容は下記の通りである。

### 放置車両

- ・現行法を改正し、自治体は、一定の状況下では、専有地内に放置された車両を撤去する旨を居住者に通知する必要がなくなる。これにより、自治体の時間と費用を節約する。
- ・現行法を強化し、自治体が撤去した車両の回収には、車両放置に対する罰

---

<sup>11</sup> 「ロンドン地方自治体法」という名称で過去に8つの異なる法律が成立、施行されており、今回は9つ目。

<sup>12</sup> ロンドンの32区とシティ・オブ・ロンドンを代表する超党派組織。

<sup>13</sup> 廃棄物不法投棄やごみのポイ捨て、落書き、公共物の破壊など、近隣の環境を破壊する犯罪。

金の支払い証明書のほか、車両保険加入証明書、自動車税納税証明書、車検の合格証明書の提示を義務付ける。

### 広告及びポスターの違法掲示

- ・住民の安全保護と、快適な生活環境を提供する必要性を理由として、指定区域内で、持ち運び可能な広告<sup>14</sup>のうち多くの種類を掲示禁止とすることを自治体に許可する。違反者には最高 2,500 ポンド（約 57 万 5,000 円）の罰金を科すことを許可する。
- ・違反常習者に対する罰金額の引き上げ。ポスター及び垂れ幕広告<sup>15</sup>の違法掲示で違反が 3 回に達した場合の罰金最高額を、現行の 2,500 ポンドから 2 万ポンド（約 460 万円）へ引き上げる。
- ・建物への無許可の広告掲示が続く場合、何らかの対策を講じることを建物の所有者または賃借人に強制できる権利を自治体に与える。
- ・ポスターが違法に掲示されていると判断できる場合、ポスターを押収できる権限を自治体職員に与える。

### 環境犯罪

- ・特定の区域について、ごみのポイ捨てや落書き、迷惑騒音、ポスターの違法掲示を含む幾つかの環境犯罪に対して通常より高額の罰金を科すことができる「環境犯罪取締り強化ゾーン」への指定を申請することを地方自治体に許可する。2 つ以上の自治体による共同申請も可能。申請は、コミュニティ・地方自治相に対して行う。これにより、観光名所など特定のニーズを持つ場所の美化に繋げる。
- ・植物が繁茂し過ぎて周囲の生活環境に好ましくない影響を与えている場合、それら植物が生えている土地の所有者または占拠者に対し、植物を刈るよう求める権限を自治体に許可する。

### 営業許可

- ・ロンドン市内の商業施設のカテゴリーに、新たに「ホステス・バー (hostess bars)」を加える。「ホステス・バー」は、風俗施設としての営業許可が必要となり、営業許可規制がより寛容だった従来のカテゴリーに代わるものとなる。

### 罰金

- ・自治体が罰金を科すことができる違反行為に、車両からのごみのポイ捨て

<sup>14</sup> 持ち運びが可能な全ての広告を含む。ポスター、チラシなど。

<sup>15</sup> 建物や工事現場の足場で、これらをすっぽり包むように上から垂れ幕広告を吊り下げる宣伝方法。

も加える。更に、一般家屋の外に置かれ、自治体が回収するごみ回収箱の使用と配置に関する行為にも罰金を科すことを可能にする。これにより、罰金額設定や罰金支払い、罰金への不服申し立てに関するものも含めた罰金による処罰に関する総則を定め、罰金の対象となる違反行為の拡大に道筋を付ける。

- ・定額罰金の支払い期間を、現行の「罰金支払い命令発令後 14 日以内」から「28 日以内」へ延長する（罰金割引適用期間は、「罰金支払い命令発令後 14 日以内」のままとする）。

### 路上販売

- ・現行法を強化し、「路上販売」の定義を新たに規定するとともに、テムズ川にかかる橋の上での物品販売を規制できなかった法の不備を修正する。

- ・路上販売の短期営業許可の付与、停止、取り消しについて自治体の権限を強化する。

- ・無許可の路上販売から自治体が押収できる商品に、「腐敗しやすい商品（perishable items）」を加える（従来、「腐敗しやすい商品」は押収可能物品から除外されていた）。

- ・路上での自動車の不法販売について、起訴手続きの開始可能期間を延長する。

### 廃棄物、ごみ

- ・一般家庭および企業を対象にした、ごみ収集に関する規則の策定を自治体に許可する。規則には、ごみ回収箱の置き場所や、リサイクル用分別ごみ箱の使い方などが含まれる。違反者には自治体が罰金を科すことができる。

- ・車の運転者または同乗者がごみのポイ捨てに関連する違反行為を行った場合（車内から道路にごみを投げ捨てた場合など）、当該車両の所有者に罰金を科すことを自治体に許可する。

- ・自治体運営のごみ廃棄場の利用には、当該自治体または隣接自治体の管轄地域内における居住証明の提示を義務付けること、他地域の居住者によるごみ廃棄場の利用を禁止することを自治体に許可する。

### その他

- ・ポルノビデオの販売規制を強化し、店頭でのビデオの陳列についても規制する。

- ・労働者の臨時宿泊所（temporary sleeping accommodation）として使われている建物<sup>16</sup>について、立ち退き命令に従わない場合は、建物に立ち入り、

---

<sup>16</sup> 日雇い労働に従事する多数の不法移民が宿泊している倉庫など。

捜索を行い、物品を押収できる権限を自治体に付与する。必要ならば強制的に立ち入ることも許可される。

- ・ 風俗施設及びその他の施設への客引きの禁止。
- ・ 自治体が提供する埋設管の利用料金を電気通信事業者に請求する権利を自治体に付与する。
- ・ 埋葬から最低 75 年が経過した遺体を掘り起こし、墓穴をより深くして埋葬スペースを拡大できる権限を自治体に付与する。この場合、掘り起こした遺体は再び同じ墓穴に埋葬するものとする。
- ・ 郵便物転送サービス業者に対し、地方自治体への登録と顧客情報の記録を義務付ける。違反には最高 5,000 ポンド（約 115 万円）の罰金。自治体は、法の執行を目的とする場合は、郵便物転送サービス業者の事業所内に立ち入り、調査を行い、物品を押収できる既存の権利を保持する。

（参考）

<http://www.londoncouncils.gov.uk/doc.asp?doc=20592>

<http://www.publications.parliament.uk/pa/privbill.htm>

【生徒会のある学校は成果をあげている】 英国

イングランドとウェールズの学校における「生徒会（School Council）」の機能や利点、可能性などについて検討していた調査の結果報告書が9月18日、発表され、「生徒会のある学校は、学校職員と生徒間、および生徒同士でもより良い関係が築かれており、また、生徒が市民としての権利と責任をより深く認識している」と結論付けた。

生徒会は、選挙で選ばれた生徒の代表者によって構成される組織であり、全ての公立学校<sup>17</sup>で設立することができる。学校の意思決定に「生徒の声」を反映させることを狙いとしており<sup>18</sup>、メンバーは、定期会合で、学校施設や給食、いじめ問題など、学校に関する様々な問題について話し合う。優良な生徒会は、自治体に掛け合って学校施設を修繕させたり、制服を改良するなど、具体的な成果を挙げている。

報告書は、教育・技術省（現在の児童・学校・家族省）の委託で、ロンドン大学付属教育研究所（IoE）のジェフ・ホイッティアー教授が執筆。「生徒会がある学校では、生徒が感情のコントロールや社会的スキル、自分に対する自信を養い、市民の参加で成り立つ民主主義の重要性を認識するようになる」と記した。また、「調査を行った15の学校では、生徒会が、学校教育と学習に関する議論を促進するだけでなく、生徒

<sup>17</sup> 小中学校及び大学進学コース専門学校であるシックスフォーム・カレッジを含む。

<sup>18</sup> 現政権は、教育の場における生徒の権利保護のため、生徒の声をより反映させる方針を推進している。

の体力向上にも大いに貢献している」と指摘したほか、生徒会の運営モデルは、政府が単一の形式を押し付けるのではなく、各学校にそれぞれ考えさせる方が望ましいと提案した。更に、「教師と行政側は共に、生徒の声を反映させることによって意図しなかった結果に直面することも予想しなければならない」と指摘した。

報告書を受け、アンドリュー・アドニス学校担当大臣は次のように述べた。

「現在、公立学校の 90% に生徒会がある。生徒会の設置が学校の法的義務となる見込みはないが、全ての学校は、生徒会の設立を検討すべきである」「報告書は、生徒会がいかなる価値を有するかを示し、学校が生徒の意見を聞くにあたっての革新的な方法を提案している」

また、生徒会の設置、活用を促進する独立団体「英国生徒会協会 (School Councils UK)」は、報告書について下記のようにコメントした。

「報告書に示された調査結果は、この分野における我々の過去 15 年間の経験をそのまま反映したものであり、驚くに当たらない」「例えば報告書では、教師や生徒たちが生徒会に対して強い熱意を持っていること、また校風や生徒の素行、学校活動への関わりなどの点において生徒会が効果を発揮した例などが取り上げられているが、これらは我々にとって既知の事実である」「我々は、生徒が学校の意思決定に関与し、健康状態の向上を含め、自らの利益を促進できる可能性を持つことが重要であると考えている」「英国生徒会協会は、『生徒会に係わる学校職員と生徒は、生徒会活動のため、質の高いトレーニングと資金、十分な時間を与えられるべきであり、また学校の運営上層部は、生徒会に関心を払うべきである』とする報告書の指摘を強く支持する。学校側にそれくらいの熱意がなければ、生徒会は、メンバーの生徒に健全な民主的システムの運営に必要な価値ある経験を提供する代わりに、失望と幻滅を味わわせることにもなり得る」

(参考)

[http://www.dcsf.gov.uk/pns/DisplayPN.cgi?pn\\_id=2007\\_0165](http://www.dcsf.gov.uk/pns/DisplayPN.cgi?pn_id=2007_0165)

[http://ioewebserver.ioe.ac.uk/ioe/cms/get.asp?cid=1397&1397\\_1=16816](http://ioewebserver.ioe.ac.uk/ioe/cms/get.asp?cid=1397&1397_1=16816)

<http://www.schoolcouncils.org/news/Whitty-response>

【ドイツの公共交通を巡る事情】 ドイツ

日本や英国と比較して、ドイツにおける鉄道の民営化は遅れをとっている。1990年の東西ドイツ統一後、両ドイツの鉄道制度の統合と改善を達成するには、大規模な改

革が必要であり、この「鉄道改革」は1994年に始まり、現在でも続いている。最終的な目的は民営化であるが、一方でドイツの憲法に当たる基本法では、国家は総合的な鉄道網を提供する義務を負っていることにも留意が必要である。

ドイツ鉄道株式会社（Deutsche Bahn AG、DB AG）は、1994年1月に、旧西ドイツのドイツ連邦鉄道（Deutsche Bundesbahn）と旧東ドイツのドイツ国有鉄道（Deutsche Reichsbahn）、更に「歴史的な負債」（年金等）を管理する組織を合併し、「鉄道改革 Bahnreform」の第一歩として設立された。旧組織（国有）との大きな違いは、公共有限株式会社として設立された点である。2007年現在、すべての株はドイツ連邦共和国の所有である。

鉄道改革の第二段階として、DB AGは1999年に組織を分散し、それぞれの分野の独立性を高めた。DB AGはホールディング（持株会社）となり、その中の5つの主要子会社の間ですべての鉄道線路、職員、資産が分散された。5つの子会社とは、長距離旅客サービス、州の監視の下に置かれた地域旅客サービス、貨物サービス、線路を運営する会社と駅を運営する会社であった。この背景には、EUが、鉄道には他会社も自由にアクセスできるように命じる指令を出したことも大きく影響した。なお、前の国有鉄道の重要な遺産、たとえば公務員として雇用されていた人の年金を扱っている組織は、「連邦鉄道資産・Bundeseisenbahnvermögen」がホールディングの下に存在する。

1999年以降、DB AGは規模が拡大し、子会社が増えたが、全体では三つの分野に分類することができる。「移動・Mobility」には、すべての旅客サービスが含まれ、「ネットワーク」にはインフラ、つまり線路と設備が含まれ、そして「ロジスティクス」には貨物や他の支援サービスが含まれる。しかし、国有鉄道時代から引き継いだ財政赤字の負担が大きいため、未だに民営化には至っていない。

DB AGはドイツ最大の鉄道会社であり、交通関連企業としては世界的にも規模が大きく、年間の利用者は20億人に上る。

鉄道改革が開始してから13年が経ち、DB AGの業績も改善し、次の段階として、連邦政府は部分的な民営化を目指している。線路は基本的に公共所有のままで、DB AGの列車運行サービスを民営化しようとするものである。但し、DB AGには、すべてのインフラ、つまり線路、駅、エネルギー部門の利用、それについての決裁と報告権利が委譲される。この部分民営化を可能にする法案が連邦議会で議論されているが、可決されるかについては疑問視されている。特に州からは法案に対する反対意見が多いため、州首相や州大臣で構成される連邦参議院において否決される可能性が高い。州が共同で憲法専門家に依頼した法案によって惹起される問題についての調査結果は9月始めに発表されたが、報告書によれば、連邦政府が現在予定している制度では、多くの地方路線が廃止線となり、公共交通サービスが低下する可能性が高いとしている。その理由は、線路の所有権は連邦に残っても、実際の利用者は主にDB AGであるため、民営化されたDB AGの株主は、会社の利益を上昇させるために、経済的に採算の見込める可能性のある線路やサービスを増やすよう圧力をかける一方で、利益を上げるた

めに赤字路線を放棄し、路線や駅の利用料金を上げることは必然的であるとしている。

ドイツ国会議も、現在連邦政府が予定している DB AG の部分民営化は、地方部に最も打撃を与えると警告している。赤字路線はこれまで以上に廃止の危機に直面するが、一方で充実した公共交通ネットワークは特に旧東ドイツの地域を活性化させるために重要である上、旧西ドイツの地域においても、高齢化で自家用車の利用の減少が予想されるため、鉄道やバスの充実したネットワークは重要である。したがって、ドイツ国会議は、正式に反対意見を表明し、すでに法案の見直しを求めているさまざまな団体の列に加わった。

### 磁気浮上式鉄道の導入へ

また、交通政策の一つとして長い間注目されている磁気浮上式鉄道のドイツ国内での建設が近づいているようである。上海の空港と市内を結ぶ磁気浮上式鉄道はドイツ製であるが、ドイツ国内では試験的な路線しか存在しない。「トランスラピッド Transrapid」と呼ばれるこのプロジェクトは、ミュンヘン空港とミュンヘン市中心部を結ぶ予定である。37 キロの距離を 10 分で結ぶこととなるが、高いコストと必要性に対する問題意識のためは 5 年間以上プロジェクトの実現は遅れた。

しかし、連邦政府が関係者との長い交渉の結果、高額の補助を約束し、9月24日にバイエルン州、DB AG と車両製造者側が協約にサインした。全体のコストは現在 18 億 5000 万ユーロ（約 2,960 億円）と見積もられている。そのうち、連邦政府が 9 億 2,500 万ユーロ（約 1,480 億円）、バイエルン州が 2 億 7,500 万ユーロ（約 440 億円）、DB AG とミュンヘン空港も資金を提供するが、まだ 1 億 6,500 万ユーロ（約 264 億円）が不足している。この不足分は、バイエルン州、DB AG、ミュンヘン空港、EU と経済界が負担するべきとティーフェンゼー連邦財務大臣は述べている。

最終的な決定ではないが、2001年にこの事業の計画がスタートして初めて、2008年に建設を開始する発表までに至った。しかし、政治的な反対は依然として残っている。バイエルン州の社会民主党は、バイエルン州政府は面子を保ちたいだけであり、すでに空港までの交通網は充実しているため、必要性がないとしている。緑の党は、コスト面から反対している。しかし、連邦政府とバイエルン州政府は共に、ドイツで1923年に発明された磁気浮上式技術が、外国だけではなく、ドイツ国内でも実用されることによって、ドイツの誇る技術としての輸出が促進されることを期待している。

（参照）

Städte- und Gemeindebund: „Ländliche Regionen bei Bahnreform die Verlierer“  
[http://www.dstgb.de/homepage/pressemeldungen/gemeindebund\\_laendliche\\_regionen\\_bei\\_bahnreform\\_die\\_verlierer/index.html](http://www.dstgb.de/homepage/pressemeldungen/gemeindebund_laendliche_regionen_bei_bahnreform_die_verlierer/index.html)  
Bundesministerium für Verkehr, Website zur Bahnreform  
<http://www.bmvbs.de/-,1462/knoten.htm>  
Der Spiegel im Internet, 11.9.2007; “Bayerische Genossen werfen Bund und Land

Geldverschwendung vor”

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,505062,00.html>

Netzeitung 25.9.07, “Die unendliche Geschichte des Transrapid”

<http://www.netzeitung.de/wirtschaft/wirtschaftspolitik/754212.html>

## 【ザールランド州の郡機能の州への移環を巡る議論】 ドイツ

ザールランド州は、フランスの国境に近く、ドイツの南西にある人口 104 万 3,000 人のドイツの最も小さい広域州である。他の州と同様、近年は行政の改革とスリム化を推進している。州行政のレベルでは、2005 年からは、州直属機関の再編成を行い、たとえば州立税務局、州立資産局と州立統計局は州立中央サービス局として統合され、13 あった州立局は 8 局に削減された。その他、地域別に存在した地方税務局の統合の他、州立図書館や地域学研究所のような特定目的組織は廃止され、それらの機能は他の機関に移譲された。州当局は、このようなスリム化と組織の再編成により、中期的には 2,400 万ユーロ(約 38 億 4,000 万円)の費用節減につながると州は主張している。

州行政改革のうち、2008 年から実行される予定の次のステップは、市町村にも及ぶ改革である。州政府は 2003 年、州における行政制度の実態と将来の改革の可能性についての調査を発注し、その結果は 2004 年に発表された。報告書は、実態調査の結果をベースに改革について助言した。提案は現在の制度の中で協力体制を強めるなどの最低限の措置から、立法を必要とする大型規模な構造改革まで及んだ。

州政府は州直属機関の改革を終えた後、市町村に影響する改革については報告書の一部に特に注目した。それは、郡が現在担当している機能の一部を州直行政に吸収させる「Hochzonung」であった。その目的は、能率性の向上と規模の経済による費用節減である。したがって、現在郡が地域別に行っている機能やサービスは州の省庁や新たに設立する局の責任となる。対象は、現存する 5 つの郡と特別市のようなステータスを持つ州首都のザールブルック市である。州政府が改革の範囲内に挙げている機能は、市町村に対する法的監視、外国人に対するサービス、水資源管理、土壌管理、環境保護と食品衛生管理である。一方で、このような機能やサービスを郡レベルで行うことの利点は、その地域の特徴に配慮できることであり、環境保護と都市計画や建設監視などのさまざまな分野ですでに緊密な協力が行われている。前述のように、機能を州に集中化すれば、このような地域に根ざしたサービスを実行することが難しくなり、協調のネットワークが失われ、サービスが市民と地域から遠くなる可能性がある。また、職員にとっては、職場が遠くなり、または管理すべき場所や組織も遠くなるという欠点がある。

このほか、州が目指している改革には、市町村が能力や財政不足のため自ら行えない場合に当該市町村に代わって郡が業務やサービスを執行する権限の縮小が見込まれている。将来的には、公共交通や市民参加などの分野においては、市町村の要求と財政的負担がある場合のみにサービスの代行が可能になると州政府は提案している。しかし、この提案は、郡から見れば矛盾するととらえられている。郡が市町村に代わっ

て業務を行う背景には、市町村にはそれを行うための人的資源や財源がないという事情があるからである。

ザールランド州政府の改革は、いくつかの業務の中止と、郡にとっては、自治と独立性の減少の他に職員と財源の減少とつながる懸念があるため、ドイツ郡会議が州政府の計画に反対を表明していることは不思議ではない。郡会議の会長を務めるハンスヨルク・ツプレ氏は次のように述べている。「郡の特徴は、市民からほど遠い州行政と市民の身近にある市町村行政の橋渡し役ができるところにある。同時に、市町村が独自で業務の執行ができない時に市町村を支持する役割も大事だ。そのため、地方自治体としていくつかの機能を果たしており、そのうちの一部を取り除くことはできない。」つまり郡は、市町村の連合体として、市町村が独自にできない業務を代わりに執行し、または自治体として広域にわたる自治事務を行い、そして州の下位行政機関として機能している。この三つの機能を一つの組織で行う自治体として行政学の上からも成功例として評価されている。州政府は、改革による効率向上の結果、20%の費用削減を達成できるが、これは予測であって、実際に実現できるかは不透明である。その上、財減節約の成功が、地域レベルでのサービス・ネットワークの損失を補填するかどうかの判断は難しいであろう。

また、ドイツ郡会議は、先月にメクレンブルク・フォアポンメルン州の憲法裁判所の、郡は地方自治体としての自治権を有するため、州政府によってそれを侵害する改革を行うことができないとの判決に言及し、これがザールランド州にとっても参考になるのではないかと述べている。

(参照)

Deutscher Landkreistag im Internet, Pressemitteilung 31.8.2007; "Verwaltungsreform im Saarland: Landkreistag lehnt Schwächung der Lankreise kategorisch ab"

<http://www.kreise.de/landkreistag/> (Verwaltungsreform Saarland 31.8.07)

Ministerium für Inneres und Sport des Saarlandes im Internet, „Funktionalreform“

<http://www.saarland.de/3834.htm>

Sozialdemokratische Gemeinschaft für Kommunalpolitik im Saarland e.V. im Internet;

„Staatsmodell der CDU ein falscher Fuffziger“

<http://www.sgk-online.net/servlet/PB/menu/1704450/index.html>